

地方税の偏在是正に関する勉強会設置要綱

(設 置)

第1条 事業活動の多様化など、近年、社会経済情勢の変化に伴い生じていると考えられる地方税の偏在性に対する検討を行うため、地方税の偏在是正に関する勉強会（以下「勉強会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 勉強会は、地方税(特に法人関係税)の偏在性について状況を整理した上で、具体的な偏在是正方策等を検討し、知事に意見等を提出する。

(組 織)

第3条 勉強会は、別紙に掲げる委員で組織する。

(座 長)

第4条 勉強会に座長を置く。

2 座長は、知事が指名する。

3 座長は、会務を総理し、勉強会を代表する。

4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 勉強会の会議（以下「会議」という。）は、座長が召集する。

2 座長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝 金)

第6条 委員が会議その他の勉強会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第7条 委員が勉強会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

(庶 務)

第8条 勉強会の庶務は、財務部税務課において処理する。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、勉強会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月31日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(別紙)

地方税の偏在是正に関する勉強会委員名簿

甲南大学経済学部教授	足立 泰美
関西学院大学経済学部教授	上村 敏之
兵庫県立大学国際商経学部准教授	濱田 洋
神戸大学大学院法学研究科教授	淵 圭吾
甲南大学経営学部教授	古田 美保

(五十音順)